

神奈川県企業庁における「いのち貢献度指名競争入札」の試行のあらまし

神奈川県では、平成 26 年度から県土整備局発注工事等について、「いのち貢献度指名競争入札」を試行してきましたが、平成 27 年度から県発注工事等に試行範囲を拡大することとなりました。

これに伴い、企業庁でも現在実施している条件付き一般競争入札を原則としつつ、平成 27 年度から水道営業所等が発注する一部の工事について「いのち貢献度指名競争入札」の試行を実施します。

1 試行対象となる工事

原則として水道営業所が発注する「水道管類の布設・改良等」工事で、設計額が 250 万円を超える次の工事の一部

- ・ 特に地域貢献度の高い社会貢献企業又は優良工事施工業者を対象とした工事（ ）
- ・ 設計額が概ね 2,500 万円未満の維持修繕等小規模工事
- ・ 災害復旧に係る復旧工事
- ・ その他早期着手が必要な工事

「インセンティブ発注」の運用について

社会貢献企業及び優良工事施工業者を対象とする「インセンティブ発注」については、条件付き一般競争で行うこととし、「いのち貢献度指名競争入札」により行う場合は、地域への貢献度等「特段の企業努力」を評価することとします。

2 選定の基準

神奈川県いのち貢献度指名競争入札試行要領（*）（以下「試行要領」という。）別表 1（工事に係る共通基準）の条件を満たす者を入札参加有資格者とし、試行要領別表 3（工事に係る総合的評価基準項目）の項目を工事の内容に応じて適用し、指名業者を選定します。

工事に係る主な総合的評価基準項目

社会貢献企業（災害協定等締結業者）又は優良工事施工業者であることや、地域近接性、完成工事高、過去の施工実績、過去の応札実績、若手技術者の育成努力、その他地域の実情や工事の内容等

* 試行要領は県ホームページ（裏面アドレス参照）に掲載しています。

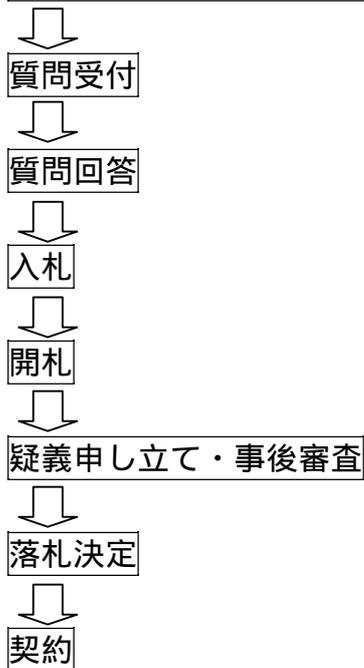
3 選定業者数

原則として発注金額に応じて次の表の区分によります。

工事等請負設計金額	選定業者数
1 千万円未満	5 ~ 9
1 千万円以上 5 千万円未満	7 ~ 11
5 千万円以上 1 億 5 千万円未満	9 ~ 13
1 億 5 千万円以上 3 億円未満	10 ~ 14
3 億円以上	12 ~ 16

4 指名競争入札の流れ

指名通知（設計書添付又は窓口配付）



現場説明会は行いません。

一部の手続きを除き原則電子入札システムで行います。

指名通知について

- ・電子入札システムの利用者登録画面で代表窓口情報として登録したメールアドレスに、指名通知書が発行されたことをお知らせするメールが送信されます。
- ・メールを受信したら電子入札システムにログインし、指名通知書を確認してください。
- ・指名通知書を受領し、内容を確認したら受領確認書をシステム上で提出してください。

入札辞退について

- ・指名を受けた際に、辞退届を提出せずに入札書を提出しなかった者は、指名対象業者から除外することがあります。

5 公表

次の2つの調書により、それぞれの公表日から翌年度の末日まで公表します。

調書名	方法	公表日	主な内容(項目)
(1) 入札調書	電子入札システム	落札者決定後	指名業者名、入札者名、入札金額、予定価格、最低制限価格
(2) 工事等請負契約内容及び指名理由等公表書	各発注機関の窓口での閲覧方式	契約締結後	契約の相手方、契約金額、当該工事等を指名競争入札とした理由、業者選定に当たって適用した基準項目

6 その他の条件

(1) 社会保険等の加入

元請業者については社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入者であることを条件とします。また、一次下請業者についても社会保険等加入者であることを条件とします。社会保険等の加入義務が有る未加入者業者と一次下請契約を締結した元請業者に対して、制裁金の徴収、指名停止措置、工事成績評定減点のペナルティ措置を採ることとします。

(2) 配置予定技術者の専任

配置予定技術者の専任を要する場合は、契約時に他の工事に従事していないことを要件とします。

7 施行時期

平成 27 年 4 月 1 日以降に指名通知を行う工事から試行を開始します。

お問い合わせ先
神奈川県企業庁企業局財務部会計課経理調達グループ
電話：045（210）7042
県ホームページ【神奈川県いのち貢献度指名競争入札について】
（神奈川県県土整備局事業管理部県土整備経理課入札制度グループ）
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p882311.html>